

第1期直方市子ども・子育て支援事業計画

第5章 その他の子育て支援施策 評価

1. 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

全国的には、保育所等における待機児童が問題視されていましたが、本市においては、平成27年度から平成30年度までは各年度4月時点での待機児童はいませんでした。

しかしながら、平成31年度は4月時点で待機児童が発生しました。認可保育所の受け入れ人数の総数が減っていることから、主な理由の一つとして、保育士不足があると判断し、平成31年度は直方市保育協会と協力して合同就職説明会を開催するなどの保育士確保に向けた取り組みを行いました。また、就業継続及び離職防止を図るために保育体制強化事業補助金を始めました。

2. 子供に関する専門的な知識および技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

〔1〕児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策としては、早期発見、早期対応、及び予防が重要であり、直方市要保護児童対策地域協議会（平成18年度設置）を中心に関係機関との連携に努めてきました。毎月の実務者会議や個別のケース会議等において、こども育成課をはじめとした庁内関係部署の実務者や弁護士、外部の関係機関として、児童相談所、警察署、小中学校、幼稚園、保育園等、障がい福祉サービス事業者、小児科医院、産婦人科医院、総合病院等といった機関の実務者と、直接顔を合わせての関係作りを行ってきました。

また、平成27年度から子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）を立ち上げました。センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としており、福岡県内で一番最初に設置されました。その後、母子保健法改正により平成29年度からセンター設置は努力義務化されています。

〔2〕母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

国も貧困対策の必要性を認識しており、「各種制度へのみなし寡婦控除の適用」や「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」などを講じてきました。

当市においても、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療制度により経済的支援を行いながら、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業により、速やかに就業につながるように、職業資格取得の支援を行いました。

子育て・生活支援及び養育費の確保策については、家庭児童相談員兼母子・父子自立支

援員が相談を受け、必要に応じて関係機関や無料の弁護士相談につなげるなどして支援を行いました。

〔3〕障がい児施策の充実等

国は、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるようにと、平成24年の児童福祉法改正において従来の障がい種別に分かれていた施設体系が一元化しました。それ以降、児童発達支援や放課後等デイサービスといった事業所がかなり増えることとなり、支援の底上げを行ってきました。

また、文部科学省では、すべての小・中学校に対して特別支援教育コーディネーターの配置であったり、家庭と教育と福祉の連携をうたうトライアングルプロジェクトを推進するなどし、結果的には特別支援学級も増加しており、特別支援教育の充実を図ってきました。

そのような中、当市においては、支援を要する子の数は増えていく一方であり、支援する側の体制が追い付いていない状況でした。

そこで、“保健・福祉・教育が連携した切れ目ない継続した支援ができる系統的な体制づくり”が早急に必要であり、そのため検討会を継続的に実施しました。検討会では、今ある部署での業務見直しを含め、セクトの新規創設や統廃合、専門職の確保、社会資源の活用、といったことを協議し、関係者及び関係部署間での相互理解を図ってきました。

その結果、専門部署の創設には至りませんでした。関係部署が相互に連携して発達支援を行うことを明記した「直方市こども発達支援事業実施要綱」を制定しました。

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

〔1〕ワーク・ライフ・バランスの推進

〔2〕仕事と子育ての両立のための基盤整備

ワーク・ライフ・バランスの成立や仕事と子育ての両立のためには、企業側の取り組みも重要になります。そこで、企業に対する情報提供、啓発活動や男性の育児参加のための取り組みを予定していましたが、十分に実施することができませんでした。

仕事と生活の調和に向けた取り組みは、市単独での推進が難しい面もありますが、今後は、市民のニーズや国の動向等を踏まえ、国・県や企業等と連携しながら、関連法制度等の情報提供や意識啓発に努めます。

そのような中、仕事と生活の両立に寄与すべく実施してきた主なものをいくつか紹介します。

・病児保育の実施

第1期計画策定の時に行ったニーズ調査で要望が多かった病児保育事業について、平成

27年度から実施することができました。鞍手乳児院において、鞍手町・小竹町との共同実施という形でスタートし、翌年からは宮若市も参加しました。平成29年度からは市内小児科のあざかみこどもクリニックでの単独実施も開始しました。現在は、2施設による立地や特色の違いもあり、利用者は自分たちの生活スタイルに合わせて使い分けています。

利用者数も年々増加しており、平成27年度76人、平成28年度220人、平成29年度310人（2施設合計）、平成30年度426人（2施設合計）、となっています。

- ・保育所保育料第二子無料化

保育所保育料については、それまで第二子は半額、第三子以降無料、というのが一般的で当市も同様でありましたが、独自施策として平成29年度から保育所保育料第二子無料化を開始しました。それまで近隣市町での実施はなく、インパクトもあったためシティプロモーションにも一役買ったと考えられます。

- ・学童クラブ施設整備

- ・学童保育料の多子世帯軽減

第1期計画の量の見込みでは学童クラブの利用者は横ばいで推移すると見込んでいましたが、実際には年々利用者は増えていきました。新制度になってから、保育料は市が決定しクラブごとの差はなくなり、徴収方法も統一、多子世帯の負担軽減のため市独自で減免も実施、これまで保護者会による運営であったものが、市の委託事業となり運営を委託事業者が行うことで保育の内容も充実するなどもあってか、新1年生の利用希望者は年々増える中、高学年になっても辞めない子が増えるなどもあり、待機児童対策が必要となりました。

そのような中、国も待機児童対策に力を入れるようになり、施設整備補助金の補助率を嵩上げたことなどもあり、平成29年度上頓野学童クラブ、平成30年度直方北学童クラブ、そして現在建築中の令和元年度新入学童クラブと、専用施設建設という形で整備して行くことができました。